

平成28年大網白里市議会第2回定例会総務常任委員会会議録

日時 平成28年6月16日(木曜日)午後1時14分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員(6名)

山田繁子	委員長	佐久間久良	副委員長
小倉利昭	委員	北田宏彦	委員
花澤房義	委員	黒須俊隆	委員

---

出席説明員

財政課長	石川普一	財政課主査 兼財政班長	森川裕之
財政課主事	佐々木亮		
安全対策課長	石川達秀	安全対策課副課長	鶴澤康治
安全対策課主査 兼消防防災班長	内山貴浩		
税務課長	板倉洋和	税務副課長	飯高謙一
税務課主査 兼市民税班長	内山悟		

---

事務局職員出席者

議会事務局長	秋本勝則	副主幹	石井繁治
書記	安井與志秀		

## 議事日程

第1 開会

第2 委員長挨拶

第3 協議事項

(1) 陳情（新規付託案件）の審査について

- ・陳情第8号 憲法違反の疑いの強い安保法制の施行に強く抗議する意見書提出を求める  
陳情

(2) 条例等付託議案の審査について

- ・議案第2号 平成28年度大網白里市一般会計補正予算
- ・議案第3号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第4 その他

第5 閉会

---

◎開会の宣告

○副委員長（佐久間久良副委員長） 皆さん、どうもご苦労さまです。

ただいまより総務常任委員会を行います。

次第に沿って進めていきたいと思ひます。

（午後 1時14分）

---

◎委員長挨拶

○副委員長（佐久間久良副委員長） 委員長、まずご挨拶をお願いいたします。

○委員長（山田繁子委員長） 皆様、ご苦労さまでした。

挨拶のほうは省略して議題のほうに移りたいと思ひます。協議事項のほうに移りたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○副委員長（佐久間久良副委員長） それでは協議事項、委員長お願ひします。

○委員長（山田繁子委員長） 本日の出席委員は6名であります。

委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

---

◎陳情第8号 憲法違反の疑いの強い安保法制の施行に強く抗議する意見書提出を  
求める陳情

○委員長（山田繁子委員長） それでは、当常任委員会に付託となりました陳情第8号 憲法違反の疑いの強い安保法制の施行に強く抗議する意見書提出を求める陳情について、これより審査を行いたいと思ひます。

陳情書の内容については既に、ただいま朗読していただきましたけれども、お配りしておりますので朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方の意見を伺いたいと思ひます。

ご意見がある方、挙手の上、よろしくお願ひします。

北田委員。

○北田宏彦委員 私は、この安保法制の整備についてこれまで一貫して賛成という立場をとってまいりましたので、その施行に強く抗議するということには賛同いたしかねます。また、日本の国土・領海、これをやはり保全するということは、やはり国家として当然の責任があるわけですから、これはぜひとも履行すべきことだと考えております。

以上です。

○委員長（山田繁子委員長） ほかに。

佐久間副委員長。

○副委員長（佐久間久良副委員長） 私自身は、これは大変重要な問題であり、陳情としてこれは妥当なものであると判断しています。

先ほど北田委員のほうから、今国土が脅かされつつあるというお話がありました。でも、これ自身は、安保法制そのものは集団的自衛権を行使すると。もし、日本の国が攻撃されていないにもかかわらず、例えばアメリカが攻撃されたりした場合、同盟国が攻撃されたりした場合、そこに出ていくという考え方です。要するに、先ほどおっしゃったのは個別的自衛権の話であって、これは集団的自衛権の話ではないと。集団的自衛権そのものは、ここにも書かれているとおり、歴代の内閣法制局長官、そして元最高裁判事、裁判官、そして法律の専門家が、これは憲法違反であると。るる述べてあっても集団的自衛権は、これは憲法違反であると、これは明確に規定していますし、憲法9条に完全に違反するものだと思います。だから、それがまず第一に大きな問題であるということで、これは賛成することはできない。この問題は賛成することができないし、集団的自衛権と個別自衛権は別に考えるべきものだと思います。

それともう一つ、ここでも述べていると思うんですが、十分審議する時間があつたじゃないかと。これを先送りする、要するにいろいろ政府は説明していますが、施行は3月の段階でしましたけれども、それが動き出すのは夏以降だと言われています。それであれば、それだけ十分審議する時間も、去年の9月にする必要は全くなかったんじゃないかと。これでもうそだったというのは、ここで言っているとおり、そのとおりだと思います。だから、そういうことも含めて二重三重に国民をだました、だましたものだということが言えると思いますし、この観点からも反対である、法案の陳情は正当なものだと思います。

そして、何よりも日本国憲法9条の中で、前文も含めて平和外交によって世界のリーダーシップをとっていくということがちゃんと明記されている国です。これは世界でもまれな国だと思っています。実際、これが今本当に求められているということがいろいろな会議でも、例えばASEANの会議の中でも、それが今大きな話し合いの中での平和外交が今進められようとしている。それを踏み出す第一歩になるのがこの憲法9条だし、そして、それがノーベル平和賞にもあたるんじゃないかということも論議されていることも考えれば、やはりこれは、憲法9条を踏みにじるような法案は絶対許してはならないという思い

から、この陳情は妥当なものだと判断します。

以上です。

○委員長（山田繁子委員長） はい、ほかに。

北田委員。

○北田宏彦委員 集団的自衛権と個別的自衛権、私が先ほど申し上げたのは個別的自衛権で足りるのではないかというお話だったんだけど、今現在、日本の自衛隊だけで、昨日、一昨日あたり領海侵犯、中国の艦船による領海侵犯があったということなんだけれども、これも日本の自衛隊だけで対応しているわけではない。やはり米軍のいろんな偵察衛星であるとか、いろんな情報収集に基づいて対応しているわけであって、それらを十分踏まえた中で、やはり現実をきちんと認識した上で対応を考えていくのが——佐久間委員がおっしゃるのは非常に理想的だと思います。平和主義というのは、私も当然そうあるべきだと思いますが、ただ、現実の世界においては、中国、北朝鮮、あるいはロシアに扇動されている事実もあるわけであるし、それらを踏まえた中での適切な対応、日本の国土・国民を守るという見地から、これらの施行というのは当然今後適切になされるべきだと考えます。

以上です。

○委員長（山田繁子委員長） ほかに。

小倉委員。

○小倉利昭委員 私も、やはり結論を申し上げれば、戦争をするための法ではなく国を守る、国民を守るためにつくられた法律だというふうに考えますし、現実、北朝鮮や中国がいつどういう動きをするかということも、北田委員おっしゃるとおり先が見えません。ですので、やはり当然あってしかるべきだと思いますし、また、先ほど陳情者のご説明もそれはそれとして意見としてわかりますが、意見書を提出するということは、大網白里市がこういう意見書だということを、それはちょっと了解しかねるなど、賛成しかねるなどというふうに思います。

○委員長（山田繁子委員長） ほかに。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 今、北田委員は現実を見ていないという話をしたんですけれども、私たち地方議員も含めて、立憲主義の中で憲法を頂点とするそういう法律に違反しているような、そういうことを推奨したりしてはいけないわけで。たとえ現実的に軍隊が欲しいといっている人がいてもね、戦争をしたいという人がいてもね、それは法律を変えないといけない

わけですよ。

自民党はもともと憲法改正、特に9条を改正して戦争ができる軍隊を持つというのが自民党結党以来の、何かそういう基本的なテーゼであったと思うわけですね。これはどういうことかという、自民党としては、今、解釈改憲と言われるものでこの集団的自衛権を通したわけですが、本来自民党自ら、これは憲法を改正しないと海外に出ていくことはできないと、アメリカと一緒に戦争することはできないんだと、もともと認めていたことなんです。これは憲法を読めばはっきりわかるわけだしね。自民党の人たちが国民にしっかりとそうをつくんじゃなくて、今度の参議院選でも改憲を少し小さめな形で隠して選挙をやろうとしているけれども、きちんと自民党は改憲だと、憲法を改正してアメリカと一緒に戦争をするぞと、PKOでもPKFでもやるぞと、地球の裏側でもやるぞと、そういうふうにきちんと国民に訴えて、それで憲法改正の手続にのっとなって、それで憲法を改正してやるべき事柄だと私は思うわけです。

だから、たとえ北田委員が気に入らないと言っても、気に入る気に入らないの問題ではなくてね、憲法を守る義務があるんですよ、義務が。憲法違反のものに対してはね、自分が逆に、これは気に入らないじゃなくて気に入るほうの法律だと思うんだけど、安保法制がとても気に入って非常にいい法律だと思っても、憲法違反だったら認めるわけにいかない、認めないという、これが立憲主義の一つの考え方です。

ちなみに、この陳情第8号では、「憲法違反の疑いが強い」と少しやわらかく表題が出ていますけれども、実際は自民党政府側が国会に参考人として招致した有識者、これ全員が憲法違反だと。当然野党の参考人も全員憲法違反だと、全て憲法違反、全ての有識者が憲法違反だともう断定しているわけですね。これはもう「疑いが強い」じゃなくて憲法違反です。憲法違反のものを必要だからといって認めているようでは、憲法なんてあつてなくなっちゃうじゃないですか。そういう意味からも憲法違反の法制には強く抗議する、これは一市民として、一地方議会としても、憲法の問題だから国政の問題だとか外交の問題だからと放っておくわけではなくて、きちんと意見を国に上げる、そういう必要があると。

もう一つ、私が先ほど陳情者に対して、市民とどんな関係があるのか質問いたしたんですけども、まず戦争をする可能性があるということ自体で、これは戦争する——皆さん方はお若いですから戦争を経験した方がこの中に一人もいないわけです。私の父などは当時中学生で、神奈川県に学徒動員みたいな形で工場労働みたいなものをして、栄養失調になって大変な目に遭って帰ってきた話をよく聞かされますが、本市にも戦争の傷跡はたくさん

あります。多くの朝鮮人が動員されて、日立航空機という、零戦の練習機などのエンジンを実際につくっていた地下工場の跡があります。日本じゅうで大変なこと、戦争をすることはほかに比べられないくらい市民生活が打撃を受ける、脅かされる。栄養失調で死んでしまう。実際の爆弾で死ぬ。今もアメリカは戦争をし続けている。つい最近も誤爆で味方をたくさん殺している。戦争というのはそういうものであって、決してやってはいけないんだと、それを言いたい。

もう一つは、本市において子どもと同時にもっと切実な、直接影響があるだろうと関係するのは、本市に住んでおられる自衛官の皆さんだと思います。この法律が施行されたら、駆けつけ警護だとか、また将来的にはアメリカの戦争のために地球の裏側までもついでにこうと、そういう戦争が本市に住んでいる自衛官にとっても切実な問題だと思います。今まで自衛隊というのは、あくまでも憲法上軍隊ではないんだと言い続けてきたわけでね、戦争をするしないというのは全く違うものなんですよね。本来であれば、この法律は憲法を改正するのは当然だけれども、自衛隊として雇ったわけですから、戦争をするなんてことが自衛隊の仕事の中に書いてあるわけじゃないんです。ここの本市の議会事務局の職員の皆さんも、これからは大網白里市の職員の公務員は全員戦争に行ってもらうなんて、いきなり決まったらとんでもないことだと思いますよね。それと同じです。

自衛官だって戦争するなんてことは決まっていなくて、それで自衛官の試験を受けて受かったわけだから、本来自衛官だって、仮にこの法律を進めて施行するんだったら、まず一回全員に、もうこれから自衛隊は解散しますと。戦争する、名前は自衛隊のままでもいいかもしれないけれども、名前の問題じゃなくて内容が大きく変わるわけだから、戦争する軍隊になるんだから、引き続き雇用を継続するのかどうかね、きちんとアンケートをとって、それで契約をし直す必要がある、本当にそういうものだと私は思います。

本市における自衛隊の皆さん、そして未来の子どもたち、私の子どもも小学生と中学生の子どもがいますが、5年後、10年後、本当に切実な問題です。子を持つ親としても、また市民の命を守る、そういう立場からも、この安保法制にははっきりと反対であると申し上げて、その上でこの陳情に対しては賛意を示すものでございます。

以上です。

○委員長（山田繁子委員長） はい、ほかに。

北田委員。

○北田宏彦委員 ただいま黒須委員のほうからちょっとご発言があったんですが、私が何かこ

の陳情のタイトルについて気に入るとか気に入らないとか。申しわけないが、私はそんな感情的なことは全く申しておりません。きちっとそれに反対する理由を申し上げたつもりです。

以上です。

○委員長（山田繁子委員長） 花澤委員。

○花澤房義委員 私も前回この趣旨の陳情の際に申し上げましたが、これは本当に国会をも二分しているし、議論が真っ二つに分かれている法案です。片や戦争ができるもの、片や自国の国民の財産と生命を守る法整備だと。そういう解釈が真っ二つに分かれている法律なんで、私は、これはどこまでいってもこの議論は交わることのない議論だと思っております。私、この陳情に関しては前回同様に賛成しかねます。

以上です。

○委員長（山田繁子委員長） はい、ほかに。

それでは、私自身の、私は公明党ですので、公明党の立場から見た平和安全法制ということとを訴えさせてもらってよろしいでしょうかね。

まず、平和安全法制とは、国際平和支援法という名称の新しい法案と、自衛隊法をはじめ主要10本の改正を行う平和安全法整備法案の総称であり、その主な内容は、自衛隊が活動する際の要件、手続などを定めるものということを行っていますね。具体的には、あらゆる状況に対して必要とされる自衛隊の活動を平素から行う活動と、また2つ目には、他国が武力の行使を行っているときに我が国が行う後方支援、そして3つ目が、我が国が行う武力の行使を伴う活動と危険の程度ごとに規定し、その目的が日本の我が国の安全のためか、国際社会の平和・安全のためかに応じて要件や手続を定めるものだ。いかなる状況に対しても切れ目のない、すき間のない対応を可能とする法制、これが平和安全法制だと。

なぜ今、この切れ目のない対応が必要なのか。それは我が国を取り巻く、先ほど北田委員のほうからちょっと触れましたけれども、そのような中で、もはやどんな国も一国のみで平和を守ることができない時代になっています。この状況において日本を守るために最も大事なことは、まず徹底した外交努力。先ほど共産党のほうからも意見がありましたけれども、外交努力を重ねることです。その上で十分な備えを持つことが重要です。この備えこそが平和安全法制なのであります。日本がいかなる危機状況にも切れ目なく対応できることを広く示すことが備えとなるからです。

それから、7月ですか、憲法9条のもとで認められる自衛の処置の限界を明確にした、い



わゆる新3要件が閣議決定されました。そして、今回この新3要件を全て平和安全法制に盛り込ませました。新3要件に該当する場合に新たに可能となる武力の行使は、あくまで我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の処置であり、他国防衛そのものを目的とする一般的な集団的自衛権の行使は認められませんし、専守防衛の理念は今後とも堅持いたします。公明党は、憲法上の歯どめとしてこれを明確に出しました。

また、後方支援については、一部自衛隊が海外で戦争するのではないかと懸念が指摘されておりますが、そのようなことはありません。補給や輸送など後方支援は、現に戦闘行為が行われている現場で実施するものではなく、武力の行使には該当しません。他国の武力行使と一本化するものではありません。自衛隊が国際支援の名のもとに他国の戦争に巻き込まれることはありません。まだいろいろありますけれども、そのようなことで公明党は考えております。

はい、以上です。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 先ほど花澤委員は、国論が二分していると。具体的にもうちょっと正確に言うと、国会で二分していたということですよ。ほとんど99パーセントの有識者は憲法違反だと言っているわけで、海外派兵だの集団的自衛権に賛成の憲法学者も違憲である、憲法違反であると、そういう立場ですね。だから、内容が問題ではなくて、憲法違反であるというのがほとんどの学者の意見、また、市民の多くも反対であると。

だから、今度の参議院選でもこの安保法制の問題を争点にはしたくないというふうに、安倍総理大臣は争点隠しをしているわけで、国民の意見は別に二分しているわけではない、多くの意見は反対である。また、憲法学者はほとんど全てが反対である、違法である、違憲であると、そういうふうに言っているわけです。

そういう中で、地方議会が意見を発することというのはどんな意味があるんだろうというときに、おそらく地方には地方議会、国会とは違った観点からの意見があってもいいと思うんですよ。例えば、沖縄では辺野古基地に公明党の皆さんも反対している。自民党と公明党は別に一緒じゃないわけです。沖縄では沖縄の、そういう地方の意見があってもいいわけです。自民党の中でもね、今度自民党に復党するらしいですけども、例えば野中さんだとか古賀さんだとか、かつての自民党の重鎮たちは皆さんこの法律に反対だと。だから、安倍総理大臣がこの法律を進めたからといって、地方の自民黨員までがみんな同じ意見を持つ必要はないわけで、これは国会が割れているからこそ地方議会で、市民の命を守

る立場からこういう意見書を提出することには全く意味があると、そういうふうを考えます。ぜひ、市民の気持ちを考えて判断をしていただきたいと思います。

○委員長（山田繁子委員長） 意見も出尽くしたようでございますので、それでは討論に入りたいと思いますけれども、希望する方はいらっしゃいますか。

○副委員長（佐久間久良副委員長） 私は賛成の立場から討論させていただきます。

先ほど来言われているとおり、これは憲法学者の90パーセントよりも、ほとんど100パーセントの方が違憲だと、憲法違反だとはっきり述べていますし、この間の国会の論戦を通じて、先ほど後方支援だからこれは戦闘行為にはならないというふうに言われましたけれども、国際法上後方支援というのはないんですね。全てにおいて兵たんというくくりに入れられて、この兵たんというのは一番危険な行為だと。食料だとか武器、弾薬とかを補給する部隊のことを兵たん活動と言いますから、それは一番危険な活動だというふうに、これは国会の論戦の中でもはっきりいたしました。そして、それも戦闘行為だと。全てにおいて戦闘行為だということがはっきりしました。ましてや、後方支援そのもの、後方支援という言葉は日本の国を守るための後方支援じゃなくて、要するにアメリカ等々が行う、または国連平和維持活動とかやる中での兵たん活動ですから、これは日本の国を守る行為ではないということからも、憲法、要するに集団的自衛権の中での行使ですから、これは憲法違反の行為であるというのは間違いなく事実です。

だから、そういう意味も含めて、二重三重にという意見もこの陳情書の中に書かれていますが、まさにそのとおりで、本当に強行採決する必要があったのかと。国民世論があれだけ国会を取り囲んで反対する中で、そんなに急ぐ必要がどこにあったのかというのがやはり問われるんだと思います。十分な論議をする必要があると。

そしてさらに、ここにも安倍首相は、その成立を国民に十分に説明していくと言っていないが、それさえもやっていない。そして、さらに今回の参議院選挙に関しても、まるで争点隠しでアベノミクスがどうかみたいな言い方をされていますが、その裏では憲法を改正するんだというのをちょこっと書いてあるということを見れば、これ自身は本当に許される行為なのかということも含めて、これははっきりと地方議会としても意見を述べる必要が、表明する必要があるというふうに考えますので、この陳情は妥当なものだと考えて賛成させていただきます。

以上です。

○委員長（山田繁子委員長） はい、ほかに。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田繁子委員長) それでは、意見が出尽くしたようなので、これより採決に入りたいと思いますので、よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

陳情第8号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(山田繁子委員長) 賛成2名。それでは、賛成少数ということで本陳情第8号は不採択と決しました。

以上で陳情第8号の審査を終わりにいたします。

それでは休憩したいと思います。5分ほど。

(午後 1時44分)

---

(午後 1時50分)

◎議案第2号 平成28年度大網白里市一般会計補正予算

○委員長(山田繁子委員長) それでは、次に、付託議案の審査を行いたいと思います。

はじめに、議案第2号、平成28年度大網白里市一般会計補正予算を議題といたします。

財政課を入室させてください。

(財政課 入室)

○委員長(山田繁子委員長) 財政課の皆さん、ご苦労さまでございます。

ただいまから当常任委員会で付託となった議案について審査を行いますので、説明をお願いいたします。なお、時間の関係もございますので、簡潔明瞭をお願いいたします。説明終了後に各委員から質問等がございました際には、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに課長から職員のご紹介をしていただき、続けて議案第2号の説明をお願いいたします。

○石川普一財政課長 財政課、課長の石川です。そして、財政班長の森川でございます。財政班の佐々木でございます。よろしく申し上げます。

それでは、議案第2号の一般会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

補正予算の概要資料に基づきまして、ご説明させていただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

補正額といたしましては、1億904万5,000円を減額しようとするものでございます。

主な内容でございますけれども、まず1項目めになります。災害対策事業費といたしまして、9,832万8,000円の追加になります。旧第2保育所跡地に津波避難タワーを建設するための費用でございます。施設の規模、構造といたしましては、鉄骨造で避難ステージ面積100平方メートルを予定しております。この財源としては、緊急防災減災事業債という有利な起債がございますので、それを活用いたします。

次、2項目めになります。

地方創生推進事業費ということで、1,927万6,000円の追加になります。国の地方創生推進交付金を活用しまして、みどりが丘市有地に菜園や子育て支援施設などの整備計画の具体化を図るための費用を計上させていただきました。この地方創生交付金につきましては、現在、国の内閣府のほうに申請手続をしているところでございます。

次、3項目めになります。

農業振興関係費として147万3,000円の追加になります。これは新「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業費補助金という県の補助金を活用しまして、認定農業者が施設園芸ハウスを改修する事業に対して、市を経由して助成しようとするものでございます。全額が県補助金になります。

次、4項目めになります。

小・中学校施設耐震改修事業費として2億2,898万9,000円の減額になります。これは記載にございます①から③の3事業につきまして、平成27年度の3月補正予算に前倒しをして計上させていただきましたことから、今回、当初分で計上した事業費を減額しようとするものでございます。

次、5項目めになります。

財源調整といたしまして、財政調整基金の繰入金、これを4,166万4,000円減額するものです。

以上が本予算の概要になります。よろしく願いいたします。

○委員長（山田繁子委員長） ただいま説明がございました議案第2号の内容について、ご質問等があればお願いいたします。

北田委員。

○北田宏彦委員 1項目めの災害対策事業費、津波避難タワーの建設基金ですね。本来、これ私は交付金をきっちり取り出して、これに取りかかるべきかと思うとおったんです

が、この有利な起債で費用を捻出するという事なんだけれども、その有利な起債というのは、ちょっと教えていただきたい。

○委員長（山田繁子委員長） 石川課長。

○石川普一財政課長 起債の充当率が100%になります。ただ、端数は充当されませんので、10万円単位の100%ということになりまして、充当率が100%。それから、起債の償還に当たりまして、地方交付税の算定の基礎に組み入れられるということで、7割と地方交付税の算定が得られるというような事業になっております。

○委員長（山田繁子委員長） よろしいですか。

北田委員。

○北田宏彦委員 次、もう一点、2つ目の地方創生推進事業費の追加ということで、これは現在、内閣府のほうに申請中ということなんだけれども、これは事前の事業概要について、内諾か何かはとってあるの、受けているの。

○委員長（山田繁子委員長） 石川課長。

○石川普一財政課長 何回かに分けて、国のほうと直接担当者が協議をして、内容については修正をして、それで申請しておりますが、実際採択されるかどうかというのは、全国の申請が国のほうに集まってから、国のほうの内部検討によりますので、それについてはちょっとまだ未定の部分がありますけれども、国の担当者との協議については、努力をしまして、そちらを反映した申請をしているということになります。

以上です。

○委員長（山田繁子委員長） 北田委員。

○北田宏彦委員 この地方創生の関係の交付金というのは、その都度、申請の事業について、やはり綿密に内閣府の担当のほうと調整を図っていかないと、やはり昨年度末とかも、結構採択されなかった事業もあるので、聞くところによると、ここ最近では地域、例えば九十九里地域で連携するような、そういう事業について採択される傾向にあると、そういうふうにも聞いているので、1点目も2点目も同じことなんだけれども、適切に交付金であるとか、それらの措置がされるように、これは財政課だけの問題ではないけれども、担当課のほうにもよく内閣府等にヒアリング等を受けた中で、進めていただきたいと思っております。

あと、もう一つだけいいですか。

4つ目の小・中学校耐震事業、②の増穂中学校の屋内運動場の天井落下、これ3月補正で

予算づけしたんですけれども、実際、工事はいつ着工するのか。というのは、増穂中学校の卒業式、入学式行ったときに、体育館の照明が7つだか8つだか切れちゃっていて、それはもう薄暗い状態だったのね。学校側に確認したら、この耐震補強の際にLEDの照明に変えると。ですから、今変えられないんだということなんだけれども、非常に不具合が生じているように私は思うんで、管理課長にも話したんだけど、できるだけ早く工事やらせますよということは言っているんだけど、いつ発注してどうなるのか、全く先が見えないことなんでね。まして3月補正で先取りして予算とってあるんだから、早くやるべきじゃないかなと。

○委員長（山田繁子委員長） 石川課長。

○石川普一財政課長 これについては発注の事前の今手続を進めておるところでして、近々公告の手続に入ることができる見込みでございます。

工期については1月たしか半ばを設定したと思いますので、卒業式までには間に合うような形で進めていく予定です。

○北田宏彦委員 課長、お言葉なんだけれども、私たまたま卒業式、入学式のときに体育館に行って、それに気がついたというふうに言ったんだけど、ただ、ふだんやっぱり地域活動とか、夜間の利用というのは、やっぱりすごい多いんですよ。7つ8つ切れていると、その後また切れちゃったのかもしれないし、工期がそれだと言われればしょうがないんだけど、それだとやっぱりちょっと1年も放置したことになるからさ。

○委員長（山田繁子委員長） 石川課長。

○石川普一財政課長 照明については、LED化するというので、切れづらい照明にとりかえるということですので、管理をきちっとするように、管理課と調整をしていきたいと思っています。

以上です。

○委員長（山田繁子委員長） よろしいですか。

ほかに。花澤委員。

○花澤房義委員 地方創生のやつなんですけれども、みどりが丘のやつで、内閣府と調整できたという話なんだけれども、ほかにそういった調整がきく事業は提出しているの。今回その案だけなの。

○委員長（山田繁子委員長） 石川課長。

○石川普一財政課長 地方創生に関してということ。

- 花澤房義委員 その1本だけなの。
- 委員長（山田繁子委員長） 石川課長。
- 石川普一財政課長 これについては非常に要件が厳しくて、自主性でありますとか、官民連携とか、地域間連携とか、いくつか要件がありまして、それに合致しなければならないという事業になっております。
- 花澤房義委員 何本出して1本だけ採択されたの。
- 委員長（山田繁子委員長） 石川課長。
- 石川普一財政課長 採択はこれからでして、1本だけ今提出をしているところです。この1本になります。
- 委員長（山田繁子委員長） 花澤委員。
- 花澤房義委員 その1本だけなの。ほかの事業はなしなの。例えば産業振興課で出したけれども、採択されなかったという話も聞いているんだけど。それとは違うの。
- 委員長（山田繁子委員長） 石川課長。
- 石川普一財政課長 それについては、観光プロモーション関係ということで、前回の地方創生加速化交付金で申請をしたんですが、あれは地域間連携がやはりないと、なかなか観光の事業には採択にならないということで、ちょっとなかなか難しかったということになります。
- 花澤房義委員 それ出さなかったということ。
- 石川普一財政課長 今回は検討はしたんですけども、いろいろ条件が厳しくて、前回の地域間連携だとか、なかなか組むことができないということがありましたので、今回はこのみどりが丘を優先的に申請するというようにしております。
- また、第2段階がありますので、それに向けてまた新しい事業を検討していくということは考えていきたいと思っています。今回の6月の分については、このみどりが丘の地域の事業ということで1本で申請をしております。
- 花澤房義委員 例えばこれから補正でこういう事業展開もあるということ、今後、今年度。
- 石川普一財政課長 それは国のほうで追加の募集等があれば、検討するということになるかと思います。
- 委員長（山田繁子委員長） ほかに。
- 黒須委員。
- 黒須俊隆委員 ちなみに安全対策課っているの。

○石川普一財政課長 はい。

○黒須俊隆委員 もう中に入れてもらってもいいですか。

○石川普一財政課長 わかりました。津波避難タワーの件であれば、安全対策課のほうで直接ご答弁させていただいたほうがよろしいと思いますので、入室のほうお願いしたいと思います。

(安全対策課 入室)

○委員長(山田繁子委員長) 安全対策課の皆さん、ご苦労さまでございます。

それでは、黒須委員。

○黒須俊隆委員 せっかくだから財政課長にもお尋ねしたいんですけども、もともと6,000万円計上してあったものが、今回約1億円になったわけですかね。これただでさえお金がないないという、財政難だと言っているのに、こんなに簡単に6,000万円が1億円になっちゃうなんて、どうして財政課長は簡単に大した議論もなく決めちゃったんですか。

○委員長(山田繁子委員長) 石川課長。

○石川普一財政課長 前回の構造と今回の構造、事業内容が違っておるところがありまして、前は鉄骨と単純な構造でスロープもないという構造でありました。今回はスロープをつけまして、あと外構や設備関係、そういったものが含まれておりますので、事業費的には若干上がっているということになるかと思えます。

以上です。

○委員長(山田繁子委員長) 黒須委員。

○黒須俊隆委員 だから、その根拠ですよ。何でそんなふうに簡単に倍近くぼんと内容を変えて、今回の避難津波タワーになってしまったのか。おそらくその津波避難施設整備計画に基づいて新しい案が、これは6,000万円の時代の後ですからね。昨年8月にできたわけですから、その昨年8月に津波避難施設整備計画というものができたから、それに基づいて新しい措置だったかとは思いますが、これによっても参考で載っているのが5,000万円の津波避難タワーが参考で載っているわけですよ。そもそもが津波避難タワー、そういう施設については、当初10メートルの巨大津波という想定外のないような巨大津波という、そういうものは津波避難タワーの施設ではだめだと書いてあるわけですよ、この津波避難整備計画にね。あくまでもそういう10メートルの巨大津波に関しては、避難計画のソフト面で対応するというふうに書いてあるわけですよ。

具体的にいうと、その巨大津波タイプもそうだし、南海トラフもそうだし、元禄地震タイ



プも、その元禄地震タイプのさらにでかいのを巨大津波というふうに言っているわけですが、だから、巨大津波が一番の10メートル級の津波で、元禄地震タイプが最大で9メートル、南海トラフが最大で6メートル級という、それに対して、この津波避難施設で対応するという、この津波避難施設整備計画の中で書いてあるのは、延宝房総沖地震タイプで、最大級でも5メートルだと。これを津波避難施設を整備して必要であると、浸水予想区域に必要であると、そう書いてあるわけです。じゃ、延宝房総沖地震だと、この今回の津波避難タワー設置場所というのは、浸水区域じゃないんですよ、ゼロなんですよ。だから、想定すらしていない、その想定外の巨大10メートル津波、2,000年先か3,000年先に来るかもしれない津波に対して、90センチだという浸水域を想定して、それでこの今回の大きなものをつくるんだけど、実際はもしかしたら5年先かもしれないし、3年先かもしれない。30年以内に数%の確率ですか、数十%ですか、何%ですか。

○石川達秀安全対策課長 千葉市の直下型ですと、85%というふうになっています。

○黒須俊隆委員 それはでもどこかに来るという、そういう確立ですよ。だから、本市で5メートルの巨大津波が来るのが85%というわけでは全然ないわけですよ。だから、非常に確率が低い中でも比較的確率の高い延宝房総沖地震を何とか対策しようというのが、市民や現地住民、近隣住民の切なる願いだと思し、それこそが本来の安全対策であって、おそらく1,700年後から3,000年後ぐらいの間に来るかもしれない。来るかもしれないけれども、今まで最大でも9メートルだけれども、それをさらにプラスで10メートルなんていう、そういうあるかどうかわかりもしない、そういう津波対策をするよりは、今まさに緊急、目の前でね、目の前といってもかなり確率は低いけれども、安心・安全のために、これはつくるのはしょうがないだろうと私も思うし、地域の皆さんも皆さん、そういうものがあつたらいいんじゃないかと思っているものがね。ここの津波避難施設整備計画にも書いてある延宝房総沖地震なんですよ。だから、その地震をこんな立派な計画をつくって、その対策として津波避難タワーをつくるんだから、この延宝房総沖地震で浸水する浸水域の中に、簡易的な津波避難タワーをつくるのが本来の姿であって、こんな計画をよく財政課長は認めたものだと私は思うんですけども、このことについてお答えいただきたいと思います。

○石川達秀安全対策課長 まず、1点目の津波避難施設整備計画の中の概算事業費ということで、津波避難タワーの標準的なものを事業費約5,000万という形でお示しをしておりますが、ここについては要支援者用のスロープなしというところで、階段のみの概算事業費という

ところでございますので、今回、要支援者のほうも避難しやすいスロープつきということで、その分の事業費が上がったということをご理解いただきたいと思います。

それと、施設整備計画の内容ですけれども、まずは津波避難整備計画を策定するにあたりましては、津波避難計画と同じ10メートルの津波浸水予想区域について検討をしました。そうしますと、かなり浸水エリアが広いというところで、これを整備するということになりますと、膨大な費用ですとか、膨大な期間、こういうものが発生するというので、浸水予想区域につきましては、5メートルの津波を想定して、浸水エリアを想定しております。

ただし、浸水深につきましては、より安全側の考え方で津波高10メートルということで計算しておりますので、おのずと浸水エリアの中の津波高が変わってきております。したがって、一部浸水エリアから離れているということはありませんけれども、そこにつきましては、延宝房総沖地震の再現したシミュレーションなんですけれども、震源地の場所が断層域によって、津波浸水予想区域については変化いたしますので、避難の開始に手間取っても、できる限り海からは遠ざかるのが原則ですが、避難路に沿った場所で、より多くの方が避難できる場所に、浸水エリアから西側ですけれども、そういうところにセットするような施設整備計画にしております。

以上です。

○委員長（山田繁子委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 だから、何でその5メートルの地震を想定して、浸水深ゼロのところこんな立派なものを建てる必要があるんだと。それなりに浸水深があるところ、90センチにしても、その延宝房総沖地震って90センチだったら、私も反対まではしませんよ、そこまではね、強く。

目下のところ、市が想定して市民の安全を確保するために必要な、そういうものではなくて、必要なものは延宝房総沖地震なんですよ。そのためにすることは、このタワーだけじゃなくて、ほかのタワーの配置だとか、複数配置するだとか、いろいろ総合的に考えなきゃいけないわけだね。そういう総合的に考えて、この津波避難計画と津波避難施設整備計画を、こんな立派なやつをつくったのかかわらず、なぜか想定浸水深があるかどうか分からない10メートルの巨大津波に急になっちゃうんだと。そもそもこの巨大津波というのは、元禄型津波のさらに大きいものであるというふうに、そういうふうに仮定しているわけけれども、元禄型津波というのは、2,000年から3,000年に一遍なんだと。それで二、

三百年前にもう来ているから、次来るのは1,700年後から2,700年後か、そのくらいだろうという、そういうふうに予想しているわけで、それはもちろんそうでない場合もありますよ。地球の歴史の中で例えば20年おきにいつも噴火していた三宅島が、あるとき急に噴火した後、ずっと噴火が続いている。ちょっと噴火したらおさまっていた三宅島が、そういうふうに火山がいまだに噴火し続けているみたいだね。想定しないようなそういう知見も出てくるかもしれないけれども、全てを想定していない知見だなんていうことを言ってしまったら、何もできないわけでね。これはある日学者が20メートルの津波が来る、30メートルの津波が来ると言ったら、そうしたら、もっと巨大な100メートルのと、そういう津波避難タワーつくらなきゃいけないとかと、そうなっちゃうわけでね。

今あるそういう知見の中で、一番費用対効果にふさわしい、そして市民の安全を守るためのそういう計画として、津波避難タワーも築山もそういうものもつくるはずなのにもかかわらず、なぜか意味がわからない、この5メートルの、5メートルだって巨大な津波ですよ、はっきり言って。5メートルの津波なんて、それは延宝型地震の中でも最大級の津波の想定なんです。だから、実際、延宝型津波だって1メートルかもしれないし、2メートルかもしれないわけじゃないですか。そういう中で、5メートルの津波というだけでも、相当すごい津波なわけでね。それをこの6,000万円が1億円になったという話と、あとは5,000万円のスロープなしが今後はスロープつきになったと今説明あったけれども、このスロープだって、もっと簡易的な鉄骨の鉄材のスロープのやつだともっと安いわけですよ。それをわざわざコンクリですか、相当頑強なものを、わずか来るかどうかわからない津波でさえ90センチ、これは木造の2階家で十分もつというふうに国土交通省が書いてありますよね。それはわかりますか、どこに書いてあるかは。

○委員長（山田繁子委員長） 安全対策課長。

○石川達秀安全対策課長 そのへんについては、単に津波の波高だけではなく、せり上がりですとか、飛沫ですとか、あるいは漂流物、そういったものにも対応できるような形、しかもさらには漂流物による火災高、そういったものもやはり公共施設としては想定して、皆さん方を安全に、いざというときに避難できる安全性を確保するというところで、私ども考えております。

以上でございます。

○委員長（山田繁子委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 もう一つ、議論したいのは、そもそもがこの6メートル必要であると、だか

ら90センチに6メートル、6メートル90センチ必要だという、そういうことが、これは僕は間違いだと、この間、一般質問の中で言ったんですけれども、その後、課長はきちんと調べましたか。

○石川達秀安全対策課長 はい。

○黒須俊隆委員 その調べた結果をお答えいただきたいと思うんですけども。

○委員長（山田繁子委員長） 安全対策課長。

○石川達秀安全対策課長 こちらは平成25年10月、国交省の港湾局について、津波避難施設の設計ガイドラインという中で、想定浸水深に対しましては、下記の余裕高を設けることが望ましいというところで、タワーについては2メートルから4メートル、ビルについては想定浸水深に相当する階に2を加えた階というところで、2つの望ましいところがありますけれども、それに対しましては、少なくともそのケース・バイ・ケースによって、これが望ましいという結果で、これを採用しろというところでは現状ではないというふうに私ども考えております。

したがいまして、より安全性を確保できる浸水深に相当する階に2を加えた階数、標準的に言いますと、1階の高さが3メートルというところで、6メートルを加えたものを、より安全性を確保するために安全高として見ております。

以上でございます。

○委員長（山田繁子委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 この全員協議会るとき説明していた内容と、あと前回の一般質問で説明していた内容と全然違うじゃないですか。そのときは平成23年の国交省の住宅局の見解みたいなことで言っていたじゃないですか。知らなかったじゃないですか、その高知県のガイドラインもね。また、平成25年の港湾局のガイドラインも一切知らなかった。新しい最新のそういう津波避難タワーに関しての、そういう国交省のガイドラインですよ。それを知らないで、全くでたらめなガイドラインをもとに設計したんじゃないですか、そうでしょう。

○委員長（山田繁子委員長） 安全対策課長。

○石川達秀安全対策課長 それぞれにつきましては、私どものほうでも、その内容について考えながら進めてまいっております。

以上でございます。

○委員長（山田繁子委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 明らかに国交省のそのガイドラインの解釈として、もう津波避難ビルである

ということ、今、課長もお認めになったように、国交省の見解としては、プラス約6メートル、2階分ということが安全側だというふうに書いてあるんですけど。だから、これより安全であると言っているわけだけれども、それだったら、今回の例として、津波避難ビルが1階上じゃなくて2階で、1階上は相当な被害を受けたという、そういう調査報告を課長はお読みになったんですか。そのとき一体どういう状況なのか。90センチの津波のときに、漁船とかがぼんぼん突っ込んできているのか、それをちゃんと確認したんですか。お答えいただきたいと思います。

○委員長（山田繁子委員長） 安全対策課長。

○石川達秀安全対策課長 それはやはりケース・バイ・ケースになろうかと思います。そのへんの実証的な検証というのは、なかなか難しいと思いますが、まず安全面を考慮して、今回の6メートルということ考えております。

以上でございます。

○委員長（山田繁子委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 もう明らかにこのボタンのかけ違えというか、何というか、そもそもの想定も間違えたり、その想定に基づく津波避難タワーの設計の根拠も大間違いですよ。こんな間違えをもとに1億円も使うなんて大間違いですよ。港湾局から2メートルから4メートルと書いてある。さらに、これは港湾だから、より津波の被害が大きい可能性があるということも書いてあるわけで、そういう中でガイドラインで、この津波の1メートル、2メートル、3メートル、4メートルと、例えば国交省のいろんな資料の中で、設計を浸水深というものを想定しているものが、どのくらいの建物が耐えられるのかと、そういうようなことがあるんですけども、この津波が大きくなればなるほど、津波の圧というのはすごい圧がかかるのと、もう一つは、浮力がかかるわけですよ。それに対して1メートル以下なんていうものは、そもそも想定していないんですよ。だから、そのぐらい現実の中で国交省が想定しているものと差があって、その1メートル以下のものを想定さえしていない中でも、2メートルから4メートルというふうに港湾局が言っているのは、どういうふうに解釈したらいいかといったら、この1メートル未満である、そういう場所だったら、2メートルでも十分だと、そういうふうに解釈するのがしごくまっとうなわけですよ。だから、90センチに2メートル足せば2メートル90センチじゃないですか。この2,000年後の津波のために2メートル90センチの立派な建物をつくれれば、それだけでも十分じゃないですか。

でも、私はそんなことよりも延宝房総沖地震、その対策をしっかりとすべきであって、車椅子の方が750メートルとか1キロとか、そうやって逃げて、それでここに到達するということは考えにくいですよ。それよりはもっとそれぞれ個別に障害者の方は、その場その場でそれぞれ耐震設計の家なのか、そうじゃないのか、そういうものによって全部津波の被害状況がわかるわけだから、きめ細かくこの方は自宅で待機する、この方は近所の2階家へ避難するとか、そういうような形で逃げて、タワーに関しては、逃げ遅れた、本当にそういう方の方に特化すると。そうしたときに、おのずと逃げ遅れた方なんだから、そんなに大規模な津波避難タワーは要らないだろうと。ただし、どこで逃げ遅れるかということをしきりと想定した上で、津波避難タワーの数とかも増えていくかもしれないしね。

全く無駄なお金を、はっきり言って2,000年後に大津波10メートルが来たって、2,000年後なんて、もうそこに人が住んでいるかわからないし、それまで津波避難タワーがきちんともつなんていうことはあり得ないわけだね。今私たちがとりあえず考えるのは、30年後の未来についてしっかりと対策を練るべきであってね。おかしいでしょう。もう一度お答えいただきたいんだけど、大き過ぎるでしょう。想定外のそんな地震の対策じゃなくて、想定地震の対策をするべきでしょう。

○委員長（山田繁子委員長） 安全対策課長。

○石川達秀安全対策課長 まず、津波避難計画では、やはりそういう逃げる施設に依存しないで、まず西側のほうに逃げる、これが大前提になってきます。ただし、健常者の方は歩きですとか、自転車ですとか、いろいろな方法で車以外の方法で逃げていただくと。ただし、体の不自由な方ですとか、そういった方々は、最悪車を使って逃げていただくということなんですけれども、それよりもさらに、それでも逃げ切れない人に対しまして、津波避難施設整備計画ということ策定いたしまして、どうしても逃げられない方というのは、現状として思いますし、その方々に対しましては、施設のほうで安全を確保したいというところで、私どものほうでは、この津波避難タワーを建設するというところで考えております。

以上でございます。

○委員長（山田繁子委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 この2,000年後か3,000年後かの想定されている巨大10メートル津波、2,000年後、3,000年後だって9メートルが一応想定上では一番上なんだよ、言っておくけれども。それを想定外のさらなるプラス1メートルの10メートル津波のための、その津波避難タワ

一をつくるんですよということを近隣の人に説明しているんですか。それよりは30年以内に千葉市だったら、85%で来るかもしれないと、そういうような目下迫っている、そういう延宝房総沖型地震のための対策として、この津波避難タワーをつくりたいという、そういう説明を本来はしたほうがいいんじゃないですか。でも、それは全く無意味ですよ、そういう説明しているんですか。30年以内に来る確率の高い延宝房総沖型地震では、そこは津波避難タワーで浸水深ゼロですよ、そういう説明しているんですか、ちゃんと、課長。

○委員長（山田繁子委員長） 安全対策課長。

○石川達秀安全対策課長 この施設整備計画の中で、浸水深については、説明はさせていただいております。浸水エリアと想定する津波高おのおの説明させていただいております。

私ども地元の方々と説明会だとか、あるいは近隣の施設等を見まして、やはりより安全なものをということで、地区、住民の方々は希望しているというふうに私どもは思っておりますので、今回のその計画で進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（山田繁子委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 最後にしますけれども、国交省のガイドラインをそもそも知らないで、勝手につくったけれども、津波避難ビルのガイドラインを見て、最大級のそういう津波避難タワーをつくって、全くでたらめなことをやったんだから、すぐ仕切り直すべきでしょう。これで浮いた予算をほかの津波避難施設整備に回すとか、新規のそういう整備計画に回せば、もっと安全になると考えないんですか。プラス2メートルの津波避難タワーだったら、大体同規模で一体幾らかかるのか。また、鉄骨中心の津波避難タワーだったら一体幾らくらいかかるのか、そういう見積もりとったんですか。それもあわせてお答えください。

○委員長（山田繁子委員長） 安全対策課長。

○石川達秀安全対策課長 それにつきましては、今回の設計業務に関しまして、プロポーザルのほうをやらせていただいた結果、鉄骨のほうの概算金額等も確認させていただいております。もう一点聞き漏らしたんですが。

○委員長（山田繁子委員長） もう一点は何かというと。

○黒須俊隆委員 だから、こんなあまりにも……

○花澤房義委員 1億円で、ほかのもっと構造下げたらいくつつくれるかという話でしょう。

○黒須俊隆委員 具体的にだから見積もりしてあるんだったら、幾らだったんですか。

○委員長（山田繁子委員長） 課長。

○石川達秀安全対策課長 構造的に下げるといふところの検証はしておりません。そもそもこの条件で設計を進めまして、概算工事費のほうを算出したものでございます。

以上でございます。

○委員長（山田繁子委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 ということは、こういう整備計画つくるときの前提が、もう間違っていたわけですよ。2メートルから4メートルで十分だといふふうにしてあることで、それをもとに、でも本市はより安全のため6メートルだと、それだったらまだわかるんだよ。その2メートルから4メートルにということを知らないで、しかも間違った解釈で、津波避難ビルのその安全側を津波避難タワーが安全側だといふふうにして誤解して、でたらめなそういう条件で、この整備計画を進めているわけですよ。今知ったわけですから、財政課長としても、これは税金の無駄遣いそのものでしょう。これは至急この設計をやり直すべきじゃないですか、いかがですか。見積もりもとっていないでしょう、だから2メートルの。

○委員長（山田繁子委員長） 安全対策課長。

○石川達秀安全対策課長 先ほども申し上げたとおり、この港湾局のものについては、余裕高を設けることが望ましいという表現で、そうしろというようなことではないので、それに関しては、各自治体のほうでさらに詳細に検討した結果といふふうに私どもは思っておりますので、あくまでもそのタワーに関しましては、2メートルから4メートル、ビルについては、想定する実質浸水深の2階相当、それらを各条件によって考えて、想定浸水深を考えるんだといふふうに私どもは思っておりますので、6メートルというのは、より安全なところで考えております。

以上でございます。

○黒須俊隆委員 それは後づけでしょう。平成23年の住宅局の間違った津波避難ビルに対する安全側のそういうガイドラインですよ。これは新ガイドラインと言われるものですよ。平成17年の旧ガイドラインは、さらにもっと1メートル以下、さらに低いそういうものやっていたわけですが、それが新しい平成25年のそういう知見が出てきたわけですよ。それは津波避難タワーに直接波がぶつかるわけじゃないですから、そのビルみたいにせり上がったり、ガラスが割れたりとか、そういう危険性が少ないとか、そういうさまざまな構造上の違いがあるわけですよ。そういうものを受け入れて、これは1億円が3,000万円と



か2,000万円とかになるかもしれないわけだね。これは直ちに設計やり直すべきですよ、それは。間違っただけはしょうがないんだから、間違っただけの津波避難施設整備計画つくっちゃってもしょうがないですよ、それは。

○委員長（山田繁子委員長） 花澤委員。

○花澤房義委員 間違っただけ認識でいいんですか。そのへんしっかり答えないと。津波避難タワーとしてつくったのか、ビルとしてつくった誤解と言っているんだから、そのへんはしっかり答えなさいよ。だから堂々めぐりになるんだよ。

○委員長（山田繁子委員長） 安全対策課長。

○石川達秀安全対策課長 先ほども申し上げたとおり、タワーとして考えておりますけれども、実際の余裕高に関しましては、6メートルを余裕高というふうに考えております。

以上でございます。

○花澤房義委員 誤解はしていないんでしょう。認識しているんでしょう。どうなの、そのへんは。

○委員長（山田繁子委員長） 安全対策課長。

○石川達秀安全対策課長 6メートルでということ。

○委員長（山田繁子委員長） 副委員長。

○副委員長（佐久間久良副委員長） 要するに今、花澤委員が言ったのは、津波避難タワーとしてつくったのか、ビルとしてつくったのかというところをとったんですよね。

○花澤房義委員 黒須委員は、避難ビルという想定の中でつくったと言っているんだよ。そうだよね。

○黒須俊隆委員 ビルの安全側という、その基準でつくっているんだという、実際全員協議会でみんな聞いたじゃないですか。その平成23年の住宅局の、読み上げようか、このすごい長いあれだよ。課長、あれちょっと読み上げなさいよ、あの全員協議会で説明した。

国交省住宅局から出された、「津波に対し構造耐力上、安全な建築物の設計方法に係る追加的知見について」（技術的助言）と、これがこの長ったらしいのが、これを根拠に避難スペースの高さって、これはっきり書いてあって、どこにも高知県のガイドラインも書いていないし、国交省港湾局の平成25年のガイドラインについても、書いていないじゃないですか。これをもとに言って、これだとはっきりと説明して、これ議事録に残っていて、みんな聞いているんだからね。それを今さらになって、港湾局のほうも考えてやったんだみたいな。さらに、国交省港湾局が2メートルから4メートルで津波避難タワーはそれで

いいと言っているにもかかわらず、より安全な6メートルと、100歩譲ってそうしたとしても、それだったら、そのためには何を基準にそんなことをいちいち大網白里市がそんなことを日本じゅうに先駆けてやるんですか。これは高知県が津波避難タワーに対しての安全基準というのがないから、それで独自にかなりしっかりとした調査をしたわけですよ。それに基づいて国交省の港湾局も、その高知県のガイドラインに沿う形で追随したわけですよ。何で大網白里市だけ、こんな6メートルが独自に安全なんて、そんなこと言うんですか。90センチの2,000年後に来るかもしれない津波が、せり上がって6メートル90センチまでいくという、そういうふうに想定している根拠を言ってくださいよ。

○委員長（山田繁子委員長） 安全対策課長。

○石川達秀安全対策課長 津波避難スペースの高さにつきましては、地震や津波によります現象を考慮しまして、安全を確保できる余裕高をとりなさいという形になっています。その余裕高の内容につきましては、先ほども申し上げたとおり、せり上がりや飛沫や漂流物の浮遊高、あるいは漂流物による火災高、そういうものに対する最大値を検討しろという形でなっております。

津波に対しましては、構造力上、安全な建築物の設計方法等に係る追加的知見について、これは津波避難ビルについて、実例から求められた安全高ということでございます。

タワーにつきましては、その後、柱のみの構造で壁を含む構造物をせり上がりが比較的起こらないというようなこともありまして、高知県のタワーに関する設計の手引きをもとに、国交省のほうで港湾の先ほどのガイドラインによって、それを作成したときには、2メートルから4メートルと示したものだというふうに私どもは思っております。

本市の考え方といたしましては、柱のみの構造であっても、柱と柱の間に浮遊物だとか、そういうものが壁状となって、そういうことも考えられますし、より安全性を確保する観点で、私ども津波避難ビルと同じ考えのもとに、6メートルを安全高として計画させていただいております。

なお、地元の方々に説明等を行わせていただいた中で、このご意見でも、10メートルの津波に限らず、想定外も含めてちょっと考えていただきたいといったようなご意見もございましたので、私どもはより安全性を、現状の中でより安全性を確保できる高さを確保したというふうに考えております。

○委員長（山田繁子委員長） よろしいですか。

○黒須俊隆委員 最後です、本当に最後ですけれども、高知県や国交省がきちんと言っている

ものについて、何も書いていないでしょう。この間の全員協議会でも一般質問でも答えられなかったでしょう。どういうことかという、想定なんかしていなかったわけ、そんなもの知らなかったわけですよ。誰が起案したのか知らないけれども、この整備計画をつくるにあたって想定したものというのは、津波避難ビルと津波避難タワーの安全側を混同してやったわけですよ。それだったら、何で今からやらないんですか。実際の2メートルから4メートルというものが、どういう安全なのか。高知県や国交省がちゃんとお金をかけてきちんとやっているガイドラインや手引きを見習わないで、より安全だというふうにするんだったら、その国交省や高知県がもともと採用するにあたって、調査したデータの原本を大網白里市があたって、独自の見解として90センチの津波でも、この6メートル90ないと安全ではないという、そういうデータが一つでもあるのかどうか、あなたは知っているんですか。東北で東日本震災含めて津波、日本じゅうにありますよ。そういう中で、90センチの津波で、この3メートルでは安全と言えないと。だから6メートルにしると、それが平成23年の津波避難ビルのもんなんだけど、そういうデータがあるのかというね。一つ一つあてれば、津波といたって、本当に1メートルの津波、2メートルの津波、3メートルの津波があるわけで、一般論としてでかい津波ということで、それをでかい巨大な津波で漁船が追突するかもしれないし、家が流れてくるかもしれない、そういう中で、安全と言われる、安全側だというふうに言うには、その6メートルだって、そういうふうで平成23年の住宅局のガイドラインに書いてあるだけでね。大網白里市が新たに日本初のそういう特別な事情を、特別なタワーを建てるんだったら、独自に調査するべきでしょう。調査もしないで間違った解釈でこの計画を立てたのは明らかですよ。なぜ独自に調査しないんですか。独自に調査した上で、6メートルが安全だというならわかりますよ。国交省はその6メートルなんていうことは書いていないんだから。何で書いてもいないことを取り上げて、調査もしていないことを進めようとしているのか、最後にお答えください。

○委員長（山田繁子委員長） 安全対策課長。

○石川達秀安全対策課長 先ほども申し上げたとおり、国交省のほうで浸水深を相当する階に2を加えた階というところで、6メートルというふうに私どもは判断しておりますので、引き続きこの形で今回の津波避難タワーについては進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（山田繁子委員長） よろしいですか。

ほかにどなたか、ご意見等ございますか。

○北田宏彦委員 地方創生のみどりが丘市有地についてなんですが。

○委員長（山田繁子委員長） いいですか。はい、北田委員どうぞ。

○北田宏彦委員 みどりが丘市有地の推進事業費についてなんですが、これはお話を聞いたところ、現況での測量であること、そのへんが必要だというお話だったのかな。座標による数値表だとか、そういうデータというのは既にあるよね。数年前にとった高低だから、若干誤差はあるものの、そんなに全く新規におそらく大きな費用がかかると言うんだけど、そのへん既存のデータを活用して、予定の金額よりも安くあげるということも考えられてはいかがかなと思います。その点は。

○委員長（山田繁子委員長） どうですか。

○石川普一財政課長 計算してみます。

○委員長（山田繁子委員長） ほかにないようでありましたら、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田繁子委員長） それでは、皆さん、ご苦労さまでございました。

（財政課、安全対策課 退室）

---

◎議案第3号 大網白里市税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（山田繁子委員長） それでは、次にいきたいと思います。

議案第3号 大網白里市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。  
税務課を入室させてください。

（税務課 入室）

○委員長（山田繁子委員長） 税務課の皆さんご苦労さまでございます。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。どうぞ座ってください。審査を行いますので、説明をお願いいたします。なお、時間の関係もございしますので、簡潔明瞭をお願いいたします。

説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長のほうから職員の紹介をしていただき、続けて議案第3号の説明をお願いいたします。

○板倉洋和税務課長 私、税務課長の板倉でございます。よろしくをお願いいたします。そして、

私の左手にありますのが、副課長の飯高でございます。その左手にありますのが、市税班長の内山でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第3号の概略について説明させていただきます。

議案第3号、大網白里市国民健康保険税の一部を改正する条例の制定についてでございます。

まず、改正の概要ですが、まず（１）（２）と資料をつけてございますが、この１、２につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴う改正でございます。

まず、（１）につきましては、課税限度額の見直し、これ現在、医療、後期高齢者支援、介護保険、この分につきましては、それぞれ限度額がありまして、合わせましてトータル85万円のところ、今年の改定で医療分と後期高齢者支援分、これを各2万円ずつ限度額を引き上げまして、89万円にしようとするものでございます。

改正による影響でございますが、27年度のデータで試算をしております。27年度の想定で試算をいたしますと、医療分で8,740世帯、これが対象世帯でございます。現行の52万円の限度額の世帯というのが210世帯、これが改正しまして54万円となりますと、189世帯と減ることになってまいります。ただし、この限度額を引き上げたことによりまして、医療分は約400万円の増加になると。そして、後期高齢者支援分、これにつきましては、該当世帯は医療分と同じく8,740世帯、現行での限度額超過世帯は84世帯、これを限度額2万円引き上げますと、限度額超過世帯は64世帯という形になりまして、後期高齢者支援部の国保税の増加枠につきましては、約120万円を想定しております。

あわせまして、この改定によりまして、540万円全体で課税額が増えるという形で想定しております。

その下に書いてあります「なお」書きの部分ですが、現在、平成27年度の国保会計におきまして、85万円に達している世帯、これが全体で42世帯でございます。これが改正によりまして、85万円の限度額以上に今度かかってまいりますので、それに該当する世帯、86万円から87万円の世帯が2世帯、87万円から88万円の世帯が1世帯、88万円から89万円の世帯が1世帯、89万円の世帯が38世帯になる見込みでございます。

続きまして、次はモデルケースを書いてございますので、参考までに目を通していただければと思います。

そして、続きまして、（２）といたしまして、低所得者に係る軽減措置の拡充、法定軽減で7割、5割、2割の軽減があるわけでございますが、これの判定所得、これにつきまし

て、5割軽減、2割軽減の判定所得をそれぞれ引き上げまして、減免の世帯数を多くしておるといふ考えでございます。この改正によりまして、5割軽減の世帯、現行では1,021世帯のところ、改正後は1,049世帯、2割軽減は1,046世帯が1,055世帯、2割軽減から5割軽減へと軽減率が増える世帯が28世帯、新規に2割軽減の世帯になるのが37世帯の見込みでございます。軽減の影響額につきましては、185万円の減額を見込んでございます。

そして、3番目、これが大網白里市独自の国保税の改正になります。

国保税の税率につきまして、28年度課税分から医療分につきまして、均等割、平等割、それぞれ1,000円ずつの引き下げを行おうとするものでございます。平成28年4月末現在の被保険者数はトータルで約1万5,496人、世帯数で9,028世帯の見込みでございます。これで試算をいたしますと、国保税の減額につきまして、約2,452万4,000円の減を見込んでおります。

なお、下に丸で囲ってありますとおり、改正によります国保会計全体への影響の見込みでございますが、課税限度額の見直しで540万円の増、低所得者の軽減の拡充で185万円の減額、税率の引き下げで2,452万4,000円の減額を見込み、国保会計の影響額は約2,097万4,000円を見込んでございます。

以上が今回の改正の主な内容でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（山田繁子委員長） ただいま説明のありました議案第3号の内容について、ご質問等があればお願いいたします。

佐久間副委員長。

○副委員長（佐久間久良副委員長） 要するに所得割、均等割の軽減分なんですけれども、これによつての影響額が2,400万円減ると言われていますけれども、これの補充分というのは、要するに国保会計全体の中で見ているのでしょうか、それとも1,700億円の国庫助成金を当て込んで、それをやるようにするのか、そのへん教えてください。

○委員長（山田繁子委員長） 板倉課長。

○板倉洋和税務課長 これにつきましては、平成28年度の税制改正を行うに当たりまして、国保会計を担当いたします市民課のほうと協議を重ねてまいりました。その中で、国保会計の中で若干の余裕が見込めるであろうということが話に出まして、その中で平成30年度に国保税の大改正がありますので、それまで今若干余裕を見込めるという金額で減額を行っていけないのではないかということになりまして、今回の減額につながったという形でございます。

○委員長（山田繁子委員長） 佐久間副委員長。

○副委員長（佐久間久良副委員長） そうしたら、国からの支援金1,700億円、これを活用して下げたというわけではなくて、今の国保会計の中で一定の余裕、多少なりとも余裕があるから、それで下げたという解釈でいいんですか。

○委員長（山田繁子委員長） 税務課長。

○板倉洋和税務課長 市民課のほうから伺った話なんですけど、その1,700億円の国からの補充が平成25年から始まってございます。そのような形で基金も積み上がっておりますので、国保会計が余裕が出てきたということで、今回減額をしようという形でございます。

○委員長（山田繁子委員長） 佐久間副委員長。

○副委員長（佐久間久良副委員長） そうしたら、この補充を、要するに1,700億円充てるのであれば、大体被保険者当たり、大体1人5,000円前後の財政改善ができるという国の試算があるんですけども、それから言えば、かなり要するに世帯あたり2,000円の減額になっていると。ちょっともう少しできるんじゃないですか。お答えください。

○委員長（山田繁子委員長） 税務課長。

○板倉洋和税務課長 事業担当課のほうから聞いていた話は、国からの国庫支出金、これにつきましては、平成30年度の改正した国保の安定運営に資するための基金として使用しなさいという指導の中で、現在ある国保会計、この資金の中の余裕を見て、今回引き下げを行おうという考えでございます。ですので、国保会計から来ているお金というものは、再来年、保険者が市から今度県にかわりますので、その運営に当たっての資金として考えているところでございます。

○委員長（山田繁子委員長） はい。

○副委員長（佐久間久良副委員長） 確かにおっしゃるとおりだとは思いますが、ただ、それは使い方の問題であって、ある程度事業体、要するに運営母体の中で判断できる部分があるというふうに聞いているので、それはちょっとやっぱり使い方的问题であり、その支援金を使って国保税下げているところもあるのも事実なんでね。それをよく見ていただいて、そして今これだけ国保税が高いという国民の要するに真意の中の声があるわけですから、それをやるわけで、確かにその2,000円、これで本当は2,000円下がること自身も、これは画期的なことであり、それ自身はかなり評価はできると、十分評価はできるという思いはあるんですけども、ただその中で、そういう資金を有効活用するということを求めているのもそうだし、そして全体的に確かにそこだけを見れば、この2,000円

下がる部分だけを見れば、全体的には国保会計では下げるほうに特化していると。しかし、それじゃなくて、その国からの指導、2万円上がって、そしてその分低所得者に対して上げるという、この上2つの部分に関して言えば、それだけで言えば、税収のほうが増えるという計算ですよ。それはたまたまその下の、税収のほうが増えるでしょう。いや、だからこの改定の部分の1、2だけを見れば、そうでしょう。1、2だけを見れば、だから3の部分は私今抜いているんですよ。これは市独自の部分ですから、それ自身は当然、これを入れれば当然、国保会計としてはかなり減っているんですけども、収入そのものは減るんですけども、ただ上だけ2つを見れば、これは増えているし、本来であれば、市独自のやつですから、切り離して考えるべき、本来であれば切り離して考えるべき一つの議案でもあったのかなというふうにも考えるんで、そういう意味からいけば、これはもっと下げること、さっき言った1,700億円もっと活用すれば、下げられるということを強く述べたいと、言っておきたいと、言いたいと思います。

○委員長（山田繁子委員長） ほかに、どなたか。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 まず、課税限度額の見直しだということなので、これ所得が同じだったら、例えば84万円の人は、今年改正後も84万円のままでいいわけですね。とにかく上がるのは85万円以上だった人、もしくは個別にその52万円、17万円、16万円の限度額に達していた人だけ上がる可能性のあるという、そういうものとして考えていいんですか。

○委員長（山田繁子委員長） 税務課長。

○板倉洋和税務課長 今回の引き上げというのは、課税世帯の中で計算をいたしまして、金額が86万円とかという形で税額が算定されたとします。27年度は限度額が85万円ですので、計算上86万円であっても85万円がいいと。ただし、今回の改正では、申しわけないんですけども、1万円負担してくださいという形で86万円になるという改正でございます。

○委員長（山田繁子委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 だから、84万円のとか84万9,999円までの人には、この1番は影響がないわけですね。

その85万円の限度額だった、85万円の人は85万円のままですよね。だから、85万1,000円以上の人が影響があるかもしれないということだと思っただけですけども、その影響がある人の所得というのは幾らですか。

○委員長（山田繁子委員長） 税務課長。



○板倉洋和税務課長 平成27年度のデータでよろしいでしょうか。

○黒須俊隆委員 はい。

○板倉洋和税務課長 市内の最高の所得の方が、これが8,830万円です。申しわけありません。

○黒須俊隆委員 85万円と89万円の話を、お願いします。

○板倉洋和税務課長 限度額に達する最低の所得につきましては、938万5,000円です。

○黒須俊隆委員 それが89万円になるということ。

○板倉洋和税務課長 そうです。

○黒須俊隆委員 今度85万円で、要は影響を今度受ける人の所得は。影響を受ける。

○板倉洋和税務課長 今のが。

○黒須俊隆委員 今のが、938万5,000円が最低になるんですね。今度、89万円に達しちゃうのはいかがですか。

○委員長（山田繁子委員長） 大丈夫ですか。はい。

○内山 悟税務課主査兼市民税班長 2ページの一番上に資料があるんですが、世帯の構成とか所得がある人の人数によって金額って変わってきてしまうんですよ。ですので、この現行だと、括弧内が収入なんですけれども、現行では一番下の1,044万円という方が、全部に、医療分、後期支援分にも該当しますので、1,044万円の収入があって、その人の所得が822万円なんですけれども、世帯所得。こちらが該当するんですが、改正後は、今度真ん中の後期支援分ですね、こちらの収入でいうと1,093万円、所得でいうと868万円、こういう世帯が全てに該当しますので、89万円に該当してきます。これはあくまで上に書いてあるんですけれども、4人世帯で40歳以上65歳未満の方が2人で、子どもが例えば2人、あとそのご主人だけに所得があるという世帯を一例として挙げていますけれども、構成によってこの金額は変わってきますので、こちらへん、ちょっとご理解いただきたいと思います。

○委員長（山田繁子委員長） よろしいですか。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 それは大体わかりました。900万円から1,000万円ぐらいの人が、今回大体影響を受けるというか、そういうことで、計算から言えばそういうものですよ。

低所得者の軽減措置については、具体的には所得が幾らぐらいの人を今回想定しているんですか。これはあるからわかりました。結構です。

今度、3番の税率の引き下げですよ。ここが値下げ部分なんだろうと、独自の値下げだということなんだけれども、具体的に均等割制限、平等割制限というのは、どういう想定

というか、イメージをして、これを決めたのか。何かモデルケースとか、そういうものがあるのかどうか、単なる軽減する額が最初あって、それに合わせるために1,000円、1,000円という、そういうふうにしたのか。それともそうではなくて、何か理由があるのか。帰納的に決めたのか、演繹的に決めたのか、そのへんのところお話しください。

○委員長（山田繁子委員長） 税務課長。

○板倉洋和税務課長 その件につきましては、市民課といろいろ協議を重ねた中で、若干の余裕が見込めるという中で、どうしたら各国保加入者に軽減の影響がいくのかということを検討した中で、各世帯に平等に恩恵がいくのが、まず望ましいだろうという形で、各1,000円という形にしました。

あと、もう一つ、均等割を減額にするということは、例えば大家族の方、あるいはこの前、ある党からのご質問もありました、大家族、多子世帯ですね。そういうご家庭に対しても、恩恵が向くように、今回考えてみたところでございます。

○委員長（山田繁子委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 私としては、前回、値上げのときに少し議論したんですけれども、均等割だけほかのと比べて相当倍以上上げているんでね、前回。そういう税務課の方も覚えているんじゃないかと思うんですけれども、これによって、例えば子どもの多い家庭とか、すごく打撃を受けたわけですよ。今回、下げられるということがわかったんだったら、そのもともとの前回値上げした後で今度値下げになったから、均等割だけ、例えば2,000円下げちゃうと総額が増えちゃうから、1,500円だとか1,600円なのか知らないけれどもね。そのくらい下げたっていいわけじゃないですか、考え方としては。そういう議論、子育て世代の軽減策として、均等割だけ下げようとか、あとはもしくは前回、均等割だけとにかく倍以上上げたんだから、割合でね。だから均等割を下げよう、そういう議論はなかったんですか。

○委員長（山田繁子委員長） 税務課長。

○板倉洋和税務課長 前回の値上げのときに、後期高齢者支援分、それと介護分につきましては、均等割について各1,000円ずつ上げさせていただきました。医療分については、均等割、平等割、これが4,000円、均等割が4,000円値上がりになりました。ですので、今回、医療分がかなり上がっているということもありましたので、ここを重点的に今回下げてみようという形で考えたところでございます。

○委員長（山田繁子委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 それはそのとおりで、だから4,000円も上げたんだから、そこだけ全部まとめて下げたっていいんじゃないのかと私は言っているわけで、税務課の中でそういう議論はなかったんですか。税務課だけじゃなくてもいいですけども。

○委員長（山田繁子委員長） 税務課長。

○板倉洋和税務課長 その点につきましては、均等割のみを軽減しようという話もあったんですけども、そうすると独身世帯についてはあまり軽減が、恩恵がないという形になりますので、そういう少数な家族ですよ。2人世帯とか、そういう世帯にも恩恵が向くようにという形で、均等割と平等割両方に着目をして軽減を試みようという形にいたしました。

○委員長（山田繁子委員長） よろしいですか。

○黒須俊隆委員 考え方はわかりました。私としては、前回これだけ上げた、4,000円も上げたんだから、均等割だけ下げればいいんじゃないかと。前回だから独身の人はそれほど大した打撃じゃないですよ。多子家族は打撃が大きかったわけですよ。だから、そういう意味では、下げるときには文句は言いませんが、もうちょっと前回大幅に上げた分、下げてほしかったなど、そういう考え方です。

以上です。

○委員長（山田繁子委員長） ほかに。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田繁子委員長） よろしいですか。

それでは、税務課の皆さん、大変ご苦勞さまでございました。退席して結構でございます。

（税務課 退室）

○委員長（山田繁子委員長） それでは、各議案について取りまとめに入りたいと思います。

はじめに、議案第2号に対するご意見及び討論等ございませんか。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 先ほど大体意見を言ったので、手短に言いますけれども、基本的には津波避難施設計画整備計画の中で、平成23年の国交省住宅局の津波避難ビルの安全側という、そういうものと取り違えて、それでコンサルに回して、それで作ったこの設備計画に基づいて、今回の巨大な、設計費と合わせると1億円を超えるような、そういう避難タワーをつくる計画。しかも、整備計画の中では延宝房総沖地震を想定しているにもかかわらず、実際の津波避難タワーは、あるかどうかわからない10メートルを超える巨大津波を想定し

ているということにおいて、これはもう税金の無駄遣いがあると同時に、実際本当に必要とされる、そういう市民にとっての津波避難タワーかどうか甚だ疑問であるということから、私は反対をしたいと思います。

以上です。

○委員長（山田繁子委員長） ほかに。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田繁子委員長） それでは、意見が出終わりましたので、それから、議案第3号のほうにいきますね。

次に、議案第3号について、意見及び討論等ございませんか。

佐久間副委員長。

○副委員長（佐久間久良副委員長） 私自身は、市独自の改定、税率の引き下げ分というのが、これ自身は60%、70%、これ自身は支持はできるのかなというふうに思っております。しかしながら、やはり最高税率の部分で市民に負担を与えると。国保そのものというよりは、やはり低所得者の方が多く加入されているし、協会健保等と違って、事業主負担というのがないと、協会健保なんかだと、やはり半額は事業主等の負担があるというふうになっていますが、国保はそれはなくて基本的には全部個人負担の中でやっていると。そういう中で、やはりさらに負担を増やすという方向は、これは容認できるものでもないというふうに思っています。

それと同時に、先ほどの市独自の引き下げ分についても、さっき60%、70%支持はできると言ったんですが、もっともっと僕自身は引き下げすることは可能だと。例えば先ほど私が示しました国からの補助、支援金の1,700億円を活用すれば、1世帯じゃないですよ、1人当たり5,000円引き下げることが可能だという試算も出ています。そういうものを大いに活用しながら、そして実際国保会計の中の基金等を徴すれば、もっともっと引き下げることが可能だということがあるというふうに私自身は思っておりますので、そういう意味から含めて、これ自身は反対したいと思っております。

以上です。

○委員長（山田繁子委員長） ほかにありませんか。

（「ありません」「なし」と呼ぶ者あり）

採決を行います。

はじめに、議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(山田繁子委員長) 賛成多数。

よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(山田繁子委員長) 賛成多数。

よって、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

以上で、当委員会に付託された陳情及び議案の審査を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

それでは、その他のほうで何かございませんか。

---

◎閉会の宣告

○副委員長(佐久間久良副委員長) それでは、以上をもちまして総務常任委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。長時間。お疲れ様でした。

(午後 3時23分)